

○内閣府令第三十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める

内閣府令の一部を改正する内閣府令

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であつて、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の五、第二条及び第五条の三の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いずれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一

改正前

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であつて、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の五、第二条及び第五条の三の規定の適用については、同令第一条の二中「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いずれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一

条の五中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は
「と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定
する特殊な構造を有する自動車」とあるのは「、内閣総理大臣が指定す
る特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の三中「
基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。

一〇三
「略」

条の五中「基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は
「と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定
する特殊な構造を有する自動車」とあるのは「、内閣総理大臣が指定す
る特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の三中「
基準は、」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。

一〇三
「同上」

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。